

東大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を
定める条例等の一部を改正する条例制定の件

東大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 2 月 2 7 日 提出

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例等の一部を改正する条例

(東大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例の一部改正)

第1条 東大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め
る条例(平成26年東大阪市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第2条第20号中「第43条第2項」を「第43条第4項」に改める。

(東大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の
一部改正)

第2条 東大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条
例(平成26年東大阪市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第43条第2項」を「第43条第4項」に改める。

第2条第1項中「第9条」を「第9条第2項」に改める。

(東大阪市子どもを虐待から守る条例の一部改正)

第3条 東大阪市子どもを虐待から守る条例(平成17年東大阪市条例第90号)の一部
を次のように改正する。

第11条中「第43条第2項」を「第43条第4項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

東大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(19) (略)</p> <p>(20) 特定地域型保育事業 法第43条第4項に規定する特定地域型保育事業をいう。</p> <p>(21)～(26) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(19) (略)</p> <p>(20) 特定地域型保育事業 法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。</p> <p>(21)～(26) (略)</p>

東大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、特定教育・保育施設（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項の特定教育・保育施設をいう。以下同じ。）及び特定地域型保育事業（<u>法第43条第4項</u>の特定地域型保育事業をいう。）の利用について利用者が負担する費用等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(本市が定める額)</p> <p>第2条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号までに規定する政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して本市が定める額（それぞれ当該政令で定める額が0である場合を除く。）は、子ども・子育て支援法施行令（平成</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、特定教育・保育施設（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項の特定教育・保育施設をいう。以下同じ。）及び特定地域型保育事業（<u>法第43条第2項</u>の特定地域型保育事業をいう。）の利用について利用者が負担する費用等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(本市が定める額)</p> <p>第2条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号までに規定する政令で定める額を限度として当該教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して本市が定める額（それぞれ当該政令で定める額が0である場合を除く。）は、子ども・子育て支援法施行令（平成</p>

26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第2項各号(令第5条第2項、第9条第2項及び第11条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額(令第13条第1項第1号又は第14条第1号の規定の適用がある場合は、それぞれ令第4条第2項各号に定める額に100分の50を乗じて得た額)に0.725を乗じて得た額を限度として、市長が定める。

2 (略)

26年政令第213号。以下「令」という。)第4条第2項各号(令第5条第2項、第9条及び第11条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額(令第13条第1項第1号又は第14条第1号の規定の適用がある場合は、それぞれ令第4条第2項各号に定める額に100分の50を乗じて得た額)に0.725を乗じて得た額を限度として、市長が定める。

2 (略)

東大阪市子どもを虐待から守る条例新旧対照表（第3条関係）

新	旧
<p>(子ども虐待を受けた子どもの優先的取扱い)</p> <p>第11条 市長は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設又は同法<u>第43条第4項</u>に規定する特定地域型保育事業の利用について、同法第42条第1項若しくは第54条第1項の規定により要請を行う場合又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項の規定により調整若しくは要請を行う場合において、子ども虐待を受けている子どもを優先的に取り扱うことができる。</p>	<p>(子ども虐待を受けた子どもの優先的取扱い)</p> <p>第11条 市長は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設又は同法<u>第43条第2項</u>に規定する特定地域型保育事業の利用について、同法第42条第1項若しくは第54条第1項の規定により要請を行う場合又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項の規定により調整若しくは要請を行う場合において、子ども虐待を受けている子どもを優先的に取り扱うことができる。</p>